



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

▽神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例 [都市局地域整備推進課] 5930	
▽神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 5938	
▽神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 [建設局道路工務課] 5948	
規 則	
▽神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 [企画調整局つなぐラボ] 5950	
▽神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 5951	
▽神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則 [福祉局国保年金医療課] 5953	
告 示	
▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等 [行財政局業務改革課] 5954	
▽指定納付受託者の指定（株式会社ジャックス） [企画調整局デジタル戦略部] 5954	
▽会計管理者の権限に属する事務の委任の一部改正 [会計室会計課] 5959	
▽指定納付受託者の指定（東急株式会社） [企画調整局つなぐラボ] 5961	
▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課] 5961	
▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 5961	
▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 5962	

▽生活保護法等による介護機関の指定 [福祉局保護課] 5962	
▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 5963	
▽神戸市立海外移住と文化の交流センターの施設等及び駐車場の使用料の徴収事務の委託 [市長室国際部国際課] 5963	
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西建設事務所] 5964	
▽土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 [行財政局税務部税制企画課] 5965	
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局垂水建設事務所] 5965	
▽新たに生じた土地の確認（中央区新港町地先公有水面埋立地） [行財政局住民課] 5967	
▽町の名称を画し、町の区域の変更（中央区新港町） [行財政局住民課] 5970	
▽住居表示に関する法律による住居表示の実施（中央区新港町） [行財政局住民課] 5970	
▽街区の区域の変更（中央区新港町3街区） [行財政局住民課] 5970	
▽身体障害者福祉法による医師の指定等 [福祉局障害者更生相談所] 5974	
▽令和4年第1回定例会市会で議決された令和3年度神戸市各会計補正予算 [行財政局財務課] 5981	
▽指定管理者の指定（神戸市しあわせの村） [福祉局政策課] 6003	
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 湊西方面第18号線） [建設局道路管理課] 6003	
▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 港島50号線他） [建設局道路管理課] 6003	
公 告	
▽建築協定書の提出及びその縦覧（六甲アイランド CITY 向洋町中1丁目2番地区建築協定） [建築住宅局建築指導部建築安全課] 6005	
▽事業計画の変更（神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業） [都市局地域整備推進課] 6005	
▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可（3.4.31号神戸三田線（唐櫃）） [建設局道路工務課] 6006	

選挙管理委員会

▽法定連署数 [選挙管理委員会事務局] 6024

- ▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧（3. 4. 31号 神戸三田線（唐櫃））
[建設局道路工務課] 6006
- ▽王子動物園・王子公園駐車場の臨時供用
[建設局王子動物園] 6007
- ▽王子動物園の使用料の免除
[建設局王子動物園] 6007
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区霞ヶ丘2丁目）
[都市局指導課] 6007
- ▽都市再生整備計画の縦覧（神戸桜の宮周辺地区（第2回変更）、神戸垂水地区（第1回変更）、神戸・神鉄沿線地区（第1回変更）、神戸灘西部・HAT神戸地区、神戸名谷地区、神戸長田地区）
[都市局都市計画課] 6008
- ▽都市公園の設置（くず原公園）
[建設局公園部管理課] 6008
- ▽都市公園の区域変更（石屋川公園）
[建設局公園部管理課] 6009

水道局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定
[水道局配水課] 6009
- ▽水道局における公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定の一部改正
[水道局経営企画課] 6010
- ▽令和4年度物品等及び特定役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格及びその申請方法
[水道局経営企画課] 6010
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（千苜貯水場取水ゲート電動開閉台更新工事）
[水道局施設課] 6013

交通局

- ▽一般競争入札による契約の締結（満期遺留品売却その4）
[交通局営業推進課] 6015
- ▽令和4年度物品等及び特定役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札の参加資格及びその申請方法
[交通局経営企画課] 6019
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（西神・山手線 三宮駅東改札内エレベーター改造工事）
[交通局経営企画課] 6021
- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（神戸市交通局魚崎営業所他8施設電気調達）
[交通局経営企画課] 6023

条 例

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第27号

神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
 神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程（昭和55年6月条例第26号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（費用の負担）</p> <p>第5条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、本市が負担する。</p> <p><u>(1)</u>、<u>(2)</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;">（費用の負担）</p> <p>第5条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、本市が負担する。</p> <p><u>(1) 法第96条第2項の規定により定める保留地の処分金（神戸国際港都建設事業東部新都心地区土地区画整理事業に限る。）</u></p> <p><u>(2)</u>、<u>(3)</u> [略]</p>

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第23条 施行者は、徴収し、又は交付すべき清算金の額が1万円以上である場合は、次の表の左欄に掲げる清算金の額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間を限度として分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、別表第1に規定する事業につきそれぞれ当該事業に係る法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により約定期間を5年とする財政融資資金預託金に付される利子に係る財務大臣が定める利率又は当該法定利率のいずれか低い率）とする。

(4) 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項第1号の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）に基づく日本国有鉄道が負担する費用（神戸国際港都建設事業河原地区土地区画整理事業に限る。）

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第23条 施行者は、徴収し、又は交付すべき清算金の額が1万円以上である場合は、次の表の左欄に掲げる清算金の額の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間を限度として分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセント（分割徴収する場合にあつては、別表第1に規定する事業につきそれぞれ当該事業に係る法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により約定期間を5年とする財政融資資金預託金に付される利子に係る財務大臣が定める利率又は年6パーセントのいずれか低い率）とする。

[略]

2～12 [略]

別表第1 (第2条関係)

事業の名称及び工区の名称	施行地区及び工区に含まれる地域の名称	
神戸国際港都建設事業 浜山地区土地地区画整理事業	神戸市兵庫区	御崎町1丁目の一部、御崎町2丁目の一部、浜中町1丁目の一部、浜中町2丁目の一部、浜山通5丁目の一部、浜山通6丁目の一部、吉田町1丁目の一部、吉田町2丁目の一部、吉田町3丁目の一部、金平町1丁目、金平町2丁目の一部及び高松町の一部
神戸国際港都建設事業 鈴蘭台駅北地区土地地区画整理事業	神戸市北区	鈴蘭台北町1丁目の一部、鈴蘭台北町2丁目の一部及び鈴蘭台北町3丁目の一部

[略]

2～12 [略]

別表第1 (第2条関係)

事業の名称及び工区の名称	施行地区及び工区に含まれる地域の名称	
神戸国際港都建設事業 河原地区土地地区画整理事業	神戸市灘区 西区	千旦通1丁目の一部、千旦通2丁目、千旦通3丁目、千旦通4丁目、上河原通1丁目の一部、上河原通2丁目の一部、上河原通3丁目の一部及び上河原通4丁目の一部 水道筋1丁目の一部、水道筋2丁目の一部、水道筋3丁目の一部、岸地通1丁目の一部、岸地通2丁目、岸地通3丁目の一部、大内通1丁目の一部、大内通2丁目、大内通3丁目、大内通4丁目の一部、泉通1丁目、泉通2丁目、泉通3丁目、泉通4丁目の一部、灘北通1丁目、灘北通2

		丁目、灘北通3丁目、 灘北通4丁目の一部、 灘南通1丁目の一部、 灘南通2丁目の一部、 灘南通3丁目の一部 及び灘南通4丁目の 一部
神戸国 際港都 建設事 業東部 新都心 地区土 地区画 整理事 業	神戸 市灘 区	岩屋南町の一部、味泥 町の一部、灘浜町の一 部及び日出町の一部
	神戸 市中 央区	脇浜海岸通の一部
神戸国 際港都 建設事 業上沢 地区土 地区画 整理事 業	神戸 市兵 庫区	松本通1丁目の一部、 上沢通1丁目の一部、 上沢通2丁目、上沢通 3丁目、上沢通4丁 目、上沢通5丁目、上 沢通6丁目、上沢通7 丁目及び上沢通8丁 目
神戸国 際港都 建設事 業浜山	神戸 市兵 庫区	御崎町1丁目の一部、 御崎町2丁目の一部、 浜中町1丁目の一部、 浜中町2丁目の一部、

地区土 地区画 整理事 業	浜山通5丁目の一部、 浜山通6丁目の一部、 吉田町1丁目の一部、 吉田町2丁目の一部、 吉田町3丁目の一部、 金平町1丁目、金平町 2丁目の一部及び高 松町の一部
------------------------	--

別表第2 (第6条関係)

事業の 名称及 び工区 の名称	審議 会の 名称	委員の 定数 (人)	選挙す べき委 員の数 (人)	学識経 験者の うちか ら選任 すべき 委員の 数 (人)
神戸国 際港都 建設事 業浜山 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 浜山 地区 土地 区画 整理 審議	10	8	2

別表第2 (第6条関係)

事業の 名称及 び工区 の名称	審議 会の 名称	委員の 定数 (人)	選挙す べき委 員の数 (人)	学識経 験者の うちか ら選任 すべき 委員の 数 (人)
神戸東 国際工 港都区 建設 事業 河原 地区 土地 区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 河原 地区 東工 区土 地区 画整	10	8	2

	会			
神戸国 際港都 建設事 業鈴蘭 台駅北 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 鈴蘭 台駅 北地 区土 地区 画整 理審 議会	10	8	2

	理審 議会			
	西神戸 工区 区 河原 地区 西工 区土 地区 画整 理審 議会	10	8	2
神戸国 際港都 建設事 業東部 新都心 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 東部 新都 心地 区土 地区 画整 理審 議会	12	10	2

	神戸国 際港都 建設事 業上沢 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 上沢 地区 土地 区画 整理 審議 会	10	8	2
	神戸国 際港都 建設事 業浜山 地区土 地区画 整理事 業	神戸 国際 港都 建設 事業 浜山 地区 土地 区画 整理 審議 会	10	8	2

附 則

(施行期日)

- この条例は、神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第9項の規定による事業計画の

決定の公告があった日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日の前々日までに土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があった場合における同法第110条第2項の規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利子の利率については、この条例による改正後の神戸国際港都建設事業土地区画整理事業施行規程第23条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第28号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成6年3月条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第21条関係）		別表第1（第21条関係）	
(1) 地区計画の区域		(1) 地区計画の区域	
	区域		区域
[略]	[略]	[略]	[略]
(54)	[略]	(54)	[略]
		(55)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された神戸国際港都建設計画原野地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定

			められている区域（次表において「原野地区地区整備計画区域」という。）
<u>(55)</u>	[略]	<u>(56)</u>	[略]
～		～	
<u>(86)</u>		<u>(87)</u>	
(2) [略]		(2) [略]	

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			
別表第2 (第22条—第27条の2、第29条関係)			
(1) 地区計画の区域内の制限			
計画区域	(ア) 計画地区の区分	(イ) 制限	
		制限の種類	制限の内容
[略]	[略]	[略]	[略]
(20)	[略]	[略]	[略]
		建築物の容積率の最低限度	[略]
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
(54)	[略]	[略]	[略]
(55)	原野地区 地区整備 計画区域	住宅地区 A	建築物の用途の制限 (1) 法別表第2(イ)項第3号に掲げる建築物(他の用途を併存し、又は併設するものを含む。) (2) 法別表第2(イ)項第7号に掲げる建築物 (3) 令第130条の3第1号から第5号までに掲げる建築物 建築物の敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限
			130平方メートル (1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とすること。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建

改正後			
別表第2 (第22条—第27条の2、第29条関係)			
(1) 地区計画の区域内の制限			
計画区域	(ア) 計画地区の区分	(イ) 制限	
		制限の種類	制限の内容
[略]	[略]	[略]	[略]
(20)	[略]	[略]	[略]
		建築物の容積率の最低限度	[略]
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
(54)	[略]	[略]	[略]

<p>建築物が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合においては、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。</p> <p>ア 車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>イ 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p>	<p>法別表第2(イ)項第3号及び第7号に掲げる建築物</p> <p>130平方メートル</p>	<p>(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>(2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。</p> <p>ア 車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>イ 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p>	<p>130平方メートル</p>
<p>住宅地区 B</p>	<p>建築物の用途の制限 建築物の敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限</p>		<p>建築物の敷地面積の最低限度</p>
			<p>住宅地区 C</p>

<p>外壁等の面には適用しない。 ア 車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの イ 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p>	<p>10メートル</p>	<p>(1) 法別表第2(に)項第4号から第6号までに掲げる建築物 (2) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物</p>	<p>(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、3メートル以上とすること。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合においては、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。 ア 車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、外壁等の面から道路境界線までの距離が1メートル以上であるもの イ 外壁等の中心線の長さの合計が5メートル以下であり、かつ、外壁等の面から道路境界線までの距離が1メートル以上であるもの</p>
	<p>建築物の高さの最高限度</p>	<p>建築物の用途の制限</p>	<p>壁面の位置の制限</p>
<p>地区センター地区</p>			

沿道地区 A	建築物の用途の制限 壁面の位置の制限	<p>法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げる建築物</p> <p>(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。</p> <p>(2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。</p> <p>ア 車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、外壁等の面から道路境界線までの距離が1メートル以上であるもの</p> <p>イ 外壁等の中心線の長さの合計が5メートル以下であり、かつ、外壁等の面から道路境界線までの距離が1メートル以上であるもの</p>
沿道地区 B	建築物の用途の制限 壁面の位置の制限	<p>15メートル</p> <p>建築物の高さの最高限度</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号及び第2号に掲げる建築物で一戸建てのもの</p> <p>(2) 法別表第2(に)項第6号に掲げる建築物</p> <p>(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、3メートル以上とする。</p>

<p>(2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。</p> <p>ア 車庫等の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であり、かつ、外壁等の面から道路境界線までの距離が1メートル以上であるもの</p> <p>イ 外壁等の中心線の長さの合計が5メートル以下であり、かつ、外壁等の面から道路境界線までの距離が1メートル以上であるもの</p>	(56)	[略]	[略]	[略]	[略]
	～				
	(79)	[略]	[略]	[略]	[略]
	(80)	[略]	[略]	建築物等の用途の制限	[略]
				[略]	[略]
				建築物等の用途の制限	[略]
				[略]	[略]
				建築物等の用途の制限	[略]
				[略]	[略]
				建築物等の用途の制限	[略]

	(55)	[略]	[略]	[略]	[略]
	～				
	(78)	[略]	[略]	[略]	[略]
	(79)	[略]	[略]	建築物の用途の制限	[略]
				[略]	[略]
				建築物の用途の制限	[略]
				[略]	[略]
				建築物の用途の制限	[略]
				[略]	[略]
				建築物の用途の制限	[略]

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(81) ~ (83)	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(84)	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	建築物の高さの最高限度	10メートル	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。こと。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。
	壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。こと。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。こと。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(80) ~ (82)	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(83)	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。こと。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。こと。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。
	建築物の高さの最高限度	10メートル	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、1メートル以上とする。こと。 (2) (1)の基準に満たない距離にある建築物等が、それぞれ、次に掲げるもののいずれかに該当する場合には、(1)の基準は、当該建築物等の外壁等の面には適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第29号

神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年3月条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在する時は、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（道路移動等円滑化基準）	（道路移動等円滑化基準）
第6条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の条例で定める基準は、 <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号。以下この条において「省	第6条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の条例で定める基準は、 <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号。以下この条において「省令」という。）第2条から <u>第37条</u> まで及び同令附則第2項

令」という。)第2条から第48条まで及び同令附則第2項から第6項までに定めるところによる。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき省令第45条第4項の規定を適用する場合には、同項中「その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により」とあるのは「(これにより難い事情がある場合にあつては、市長が認める色)とし、及び」と、「色と」とあるのは「よう周囲の路面との輝度比を確保」とする。

4 [略]

5 前各項に定めるもののほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設は、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)第13条第1項に規定する特定施設整備基準に適合するものでなければならない。

から第6項までに定めるところによる。

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき省令第34条第2項の規定を適用する場合には、同項中「その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により」とあるのは「(これにより難い事情がある場合にあつては、市長が認める色)とし、及び」と、「色と」とあるのは「よう周囲の路面との輝度比を確保」とする。

4 [略]

5 前各項に定めるもののほか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路は、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)第13条第1項に規定する特定施設整備基準に適合するものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第44号

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市ふれあいのまちづくり条例の一部を改正する条例（令和3年12月条例第23号）の施行期日は、令和4年3月18日とする。

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第45号

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

神戸市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年6月規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（マンションの除却の必要性に係る認定の申請に要する添付書類）</p> <p>第4条 省令第49条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションが<u>同条第2項第1号</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを前条の告示で定める者が証する</p>	<p>（マンションの除却の必要性に係る認定の申請に要する添付書類）</p> <p>第4条 省令第49条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 法第102条第1項の規定による認定の申請に係るマンションが<u>同条第2項</u>の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを前条の告示で定める者が証する書類</p>

書類

(2)、(3) [略]

2 省令第49条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前項第2号に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

3 省令第49条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる構造計算書は、同項に規定する除却の必要性に係る認定申請書に添えることを要しないものとする。

(2)、(3) [略]

2 省令第49条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる構造計算書は、同項に規定する除却の必要性に係る認定申請書に添えることを要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第46号

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年5月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和4年6月30日</u> とする。	神戸市国民健康保険条例及び神戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年5月条例第7号）附則第2項に規定する規則で定める日は、 <u>令和4年3月31日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神戸市告示第766号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月1日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
感染症にかかっていること及び就業制限に関する通知書	行政機関 の長の印	62号	れい書	方21
感染防止協力依頼書				
確認通知書				

神戸市告示第767号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同第231条の2の3第2項に基づき告示する。

令和4年3月1日

神戸市長 久元喜造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号

株式会社ジャックス

取締役社長 山崎 徹

2 指定納付受託者に納入させる歳入

キャッシュレス決済を利用して納付する別紙施設にかかる使用料等

3 指定納付受託者として指定をした日

令和4年3月1日

<別紙>施設及び使用料等一覧

番号	施設の名称	施設の所在地	歳入の種類
1	海外移住と文化の交流センター	神戸市中央区山本通3丁目19番8号	公費・会議室使用料
2	男女共同参画センター	神戸市中央区橘通3丁目4番3号	公費・施設使用料等
3	中央体育館	神戸市中央区楠町4丁目1番1号	公費・施設使用料

4	東灘体育館	神戸市東灘区魚崎南町6丁目5番11号	公費・施設使用料
5	須磨体育館	神戸市須磨区中島町1丁目2番2号	公費・施設使用料
6	垂水体育館	神戸市垂水区旭が丘2丁目1番22号	公費・施設使用料
7	西体育館	神戸市西区春日台5丁目436番地	公費・施設使用料
8	王子スポーツセンター	神戸市灘区青谷町1丁目1番1号	公費・施設使用料
9	生涯学習支援センター (コムスタこうべ)	神戸市中央区吾妻通4丁目1番6号	公費・施設使用料等
10	風見鶏の館	神戸市中央区北野町3丁目13番3号	公費・入館料
11	小磯記念美術館	神戸市東灘区向洋町中5丁目7番地	公費・鑑賞料
12	神戸ゆかりの美術館	神戸市東灘区向洋町中2丁目9番地の1	公費・鑑賞料
13	総合福祉センター	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	公費・会議室使用料
14	こうべ市民福祉交流センター	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号	公費・研修室・実習室使用料、付属設備使用料
15	市民福祉スポーツセンター	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号	公費・施設使用料等
16	東部衛生監視事務所	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号 中央区役所内8階	公費・申請等手数料
17	西部衛生監視事務所	神戸市長田区北町3丁目4番地の3 長田区役所内5階	公費・申請等手数料
18	健康局環境衛生課	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 1号館6階	公費・申請等手数料
19	動物管理センター	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地の1	公費・引取手数料等
20	本山保育所	神戸市東灘区岡本1丁目7番6号	公費・一時保育料
21	中野保育所	神戸市東灘区本山南町1丁目3番3号	公費・一時保育料
22	住吉公園保育所	神戸市東灘区住吉宮町3丁目4番23号	公費・一時保育料
23	西灘保育所	神戸市灘区岩屋北町2丁目5番29号	公費・一時保育料
24	倉石保育所	神戸市灘区倉石通4丁目1番10号	公費・一時保育料
25	やはた桜保育所	神戸市灘区八幡町2丁目1番1号	公費・一時保育料
26	たちばな保育所	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	公費・一時保育料
27	神若保育所	神戸市中央区神若通2丁目3番7号	公費・一時保育料
28	小河保育所	神戸市兵庫区小河通3丁目2番14号	公費・一時保育料
29	桜の宮保育所	神戸市北区甲栄台2丁目4番1号	公費・一時保育料
30	ひよどり台保育所	神戸市北区ひよどり台2丁目1番地の	公費・一時保育料

		4	
31	菅原保育所	神戸市長田区菅原通1丁目72番地の1	公費・一時保育料
32	須磨保育所	神戸市須磨区大黒町4丁目1番2号	公費・一時保育料
33	竜が台保育所	神戸市須磨区竜が台1丁目11番地	公費・一時保育料
34	本多聞保育所	神戸市垂水区本多聞4丁目1番2号	公費・一時保育料
35	向陽保育所	神戸市垂水区向陽1丁目3番25号	公費・一時保育料
36	王塚台保育所	神戸市西区王塚台5丁目115番地	公費・一時保育料
37	青少年会館	神戸市中央区雲井通5丁目2番1号	公費・貸室使用料
38	神戸ファッション美術館	神戸市東灘区向洋町中2丁目9番地の1	公費・入館料
39	農村環境改善センター	神戸市北区道場町塩田1454番地の2	公費・使用料
40	水産体験学習館	神戸市垂水区海岸通12番4号	公費・研修室使用料
41	水産会館	神戸市垂水区平磯3丁目125番26号	公費・会議室使用料
42	三宮駐車場	神戸市中央区加納町6丁目	公費・駐車場使用料
43	湊川公園駐車場	神戸市兵庫区新開地1丁目	公費・駐車場使用料
44	花隈駐車場	神戸市中央区花隈町	公費・駐車場使用料
45	舞子駅前駐車場	神戸市垂水区東舞子町	公費・駐車場使用料
46	和田岬駅前駐車場	神戸市兵庫区和田宮通5丁目	公費・駐車場使用料
47	長田北町駐車場	神戸市長田区北町1丁目	公費・駐車場使用料
48	新長田駐車場	神戸市長田区日吉町1丁目	公費・駐車場使用料
49	鈴蘭台駐車場	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目	公費・駐車場使用料
50	新長田駅前駐車場	神戸市長田区若松町4丁目	公費・駐車場使用料
51	甲南山手駐輪場	神戸市東灘区森北町1丁目1	公費・駐輪場使用料
52	摂津本山駐輪場	神戸市東灘区岡本1丁目1番2号	公費・駐輪場使用料
53	JR住吉駐輪場	神戸市東灘区住吉宮町4丁目4番地	公費・駐輪場使用料
54	岡本駐輪場	神戸市東灘区岡本1丁目8番	公費・駐輪場使用料
55	深江駐輪場	神戸市東灘区深江北町4丁目1番1号	公費・駐輪場使用料
56	青木駐輪場	神戸市東灘区北青木3丁目1番11号	公費・駐輪場使用料
57	魚崎駐輪場	神戸市東灘区魚崎中町4丁目7番1号	公費・駐輪場使用料
58	阪神御影駐輪場	神戸市東灘区御影中町5丁目	公費・駐輪場使用料
59	阪急御影駐輪場	神戸市東灘区御影2丁目1	公費・駐輪場使用料
60	六甲道駐輪場	神戸市灘区永手町3丁目1-211	公費・駐輪場使用料
61	六甲駐輪場	神戸市灘区宮山町3丁目1-40	公費・駐輪場使用料
62	新在家駐輪場	神戸市灘区新在家北町1丁目	公費・駐輪場使用料

63	大石駐輪場	神戸市灘区船寺通1丁目3番28号	公費・駐輪場使用料
64	王子公園駐輪場	神戸市灘区王子町2丁目1番	公費・駐輪場使用料
65	灘駐輪場	神戸市灘区灘北通10丁目	公費・駐輪場使用料
66	阪急春日野道駐輪場	神戸市中央区東雲通1丁目6番	公費・駐輪場使用料
67	三宮駐輪場	神戸市中央区雲井通7丁目1番2号	公費・駐輪場使用料
68	元町駐輪場	神戸市中央区元町高架通1番103号	公費・駐輪場使用料
69	神戸駐輪場	神戸市中央区相生町3丁目2番11号	公費・駐輪場使用料
70	湊川駐輪場	神戸市兵庫区新開地1丁目4番33号	公費・駐輪場使用料
71	新開地駐輪場	神戸市兵庫区湊町4丁目3番1号	公費・駐輪場使用料
72	和田岬駐輪場	神戸市兵庫区和田宮通5丁目5番	公費・駐輪場使用料
73	北鈴蘭台駐輪場	神戸市北区若葉台1丁目10番20号	公費・駐輪場使用料
74	鈴蘭台駐輪場	神戸市北区鈴蘭台南町6丁目1番48号	公費・駐輪場使用料
75	西鈴蘭台駐輪場	神戸市北区南五葉1丁目1番	公費・駐輪場使用料
76	神鉄道場駐輪場	神戸市北区鹿の台北町2丁目	公費・駐輪場使用料
77	高速長田駐輪場	神戸市長田区五番町8丁目	公費・駐輪場使用料
78	新長田駐輪場	神戸市長田区神楽町6丁目2番	公費・駐輪場使用料
79	鷹取駐輪場	神戸市長田区浪松町2丁目1番7号	公費・駐輪場使用料
80	名谷駐輪場	神戸市須磨区中落合2丁目2番31号	公費・駐輪場使用料
81	妙法寺駐輪場	神戸市須磨区横尾1丁目	公費・駐輪場使用料
82	須磨海浜公園駐輪場	神戸市須磨区松風町4丁目	公費・駐輪場使用料
83	須磨駐輪場	神戸市須磨区須磨浦通5丁目2番	公費・駐輪場使用料
84	塩屋駐輪場	神戸市垂水区塩屋町4丁目15番7号	公費・駐輪場使用料
85	滝の茶屋駐輪場	神戸市垂水区城が山1丁目14番1号	公費・駐輪場使用料
86	垂水駐輪場	神戸市垂水区宮本町1番30号 ほか	公費・駐輪場使用料
87	くがの駐輪場	神戸市垂水区陸ノ町2番22号	公費・駐輪場使用料
88	舞子駐輪場	神戸市垂水区東舞子町9番8号	公費・駐輪場使用料
89	学園都市駐輪場	神戸市西区学園西町1丁目	公費・駐輪場使用料
90	伊川谷駐輪場	神戸市西区前開南町1丁目1番8号	公費・駐輪場使用料
91	西神南駐輪場	神戸市西区井吹台東町1丁目1番	公費・駐輪場使用料
92	西神中央駐輪場	神戸市西区糺台5丁目3番5号 ほか	公費・駐輪場使用料
93	王子動物園	神戸市灘区王子町3丁目1番	公費・入園料
94	北神戸田園スポーツ公園	神戸市北区有野町二郎	公費・施設使用料等
95	神戸総合運動公園	神戸市須磨区緑台	公費・施設使用料等

96	相楽園	神戸市中央区中山手通5丁目3番1号	公費・入園料
97	森林植物園	神戸市北区山田町上谷上字長尾1-2	公費・入園料等
98	瀬戸公園	神戸市東灘区魚崎南町1丁目2番1号	公費・施設使用料等
99	垂水健康公園	神戸市垂水区名谷町字丸尾641	公費・施設使用料等
100	磯上公園	神戸市中央区八幡通2丁目1番20号	公費・施設使用料等
101	こうべまちづくり会館	神戸市中央区元町通4丁目2番14号	公費・施設使用料
102	神戸ポートオアシス	神戸市中央区新港町5番2号	公費・施設使用料
103	御影公会堂	神戸市東灘区御影石町4丁目4番1号	公費・施設使用料
104	防災コミュニティセンター	神戸市長田区北町3丁目4番8号 長田消防署4階	公費・施設使用料
105	婦人会館	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	公費・会議室使用料
106	博物館	神戸市中央区京町24番地	公費・観覧料
107	青少年科学館	神戸市中央区港島中町7丁目7番地の6	公費・入館料
108	神戸駅南駐車場	神戸市中央区東川崎町1丁目・相生町1丁目	公費・駐車場使用料

神戸市告示第778号

令和4年2月11日施行の神戸市立公会堂条例施行規則等の一部を改正する規則（令和4年2月規則第43号）第2条の規定による神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）第3条に規定する区会計管理者等の改正に伴い、会計管理者の権限に属する事務の委任（令和2年3月告示第863号）の一部を、次のように改正する。

令和4年3月2日

神戸市長 久 元 喜 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（区会計管理者の事務の一部委任）		別表第2（区会計管理者の事務の一部委任）	
受任者	委任事項	受任者	委任事項
[略]	[略]	[略]	[略]
北須磨支所特別出納員	1 須磨区役所北須磨支所において取り扱う収入金及び支出金並びに有価証券の出納に関すること。 2 須磨区役所北須磨支所の所管区域内における神戸市立の高等学校に関する収入金及び支出金の出納に關す	支所特別出納員	1 区役所支所において取り扱う収入金及び支出金並びに有価証券の出納に関すること。 2 須磨区役所北須磨支所の所管区域内における神戸市立の高等学校に関する収入金及び支出金の出納に關す

	ること。
[略]	[略]

	ること。
西神中 央出張 所特別 出納員	西神中央出張所において取り 扱う収入金及び支出金並びに 有価証券の出納に関するこ と。
[略]	[略]

神戸市告示第779号

地方自治法231条の2の3第1項により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、地方自治法231条の2の3第2項により告示する。

令和4年3月3日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都渋谷区南平台町5番6号
東急株式会社
取締役社長 高橋 和夫
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入
ふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者による代理納付を開始する日
令和4年3月3日

神戸市告示第780号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
ココロのクリニック	神戸市長田区御屋敷通3丁目1番34号	令和4年1月1日
板宿駅前ファミリー歯科	神戸市須磨区平田町2丁目3番2号	令和4年1月1日
タツミ訪問看護 舞子ステーション	神戸市垂水区星陵台1丁目5番1号	令和3年10月1日
訪問看護ステーションh a b a t a k i	神戸市中央区御幸通5丁目2番4号	令和4年2月1日

神戸市告示第781号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
ココロのクリニック	神戸市長田区御屋敷通3丁目2番8号	令和3年12月31日
タツミ訪問看護舞子ステーション	神戸市垂水区舞子台2丁目9番13号	令和3年9月30日

神戸市告示第782号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
鍼灸・マッサージ きらり朝霧院	田所 真由美	神戸市西区伊川谷町有瀬943番地1	令和4年2月1日
鍼灸・マッサージ きらり朝霧院	鍋坂 奈々	神戸市西区伊川谷町有瀬943番地1	令和4年2月1日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
鍼灸・マッサージ きらり朝霧院	田所 真由美	神戸市西区伊川谷町有瀬943番地1	令和4年2月1日
鍼灸・マッサージ きらり朝霧院	鍋坂 奈々	神戸市西区伊川谷町有瀬943番地1	令和4年2月1日

神戸市告示第783号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
タツミ訪問看護 舞子ステーション	神戸市垂水区星陵台1丁目5番1号	タツミ商事株式会社	神戸市垂水区星陵台1丁目5番1号	令和3年10月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

神戸市告示第784号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
タツミ訪問看護 舞子ステーション	神戸市垂水区舞子台2丁目9番13号	タツミ商事株式会社	神戸市西区桜が丘東町2丁目8番地の13	令和3年9月30日	訪問看護 介護予防訪問看護

神戸市告示第785号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸市立海外移住と文化の交流センターの施設等及び駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体

代表者 株式会社カワサキライフコーポレーション

代表取締役 岡本 望

2 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第786号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

土曜日 午後1時から午後5時まで。

条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日午後3時から午後7時まで、土曜日午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目西神保管所 電話992-3763	西神中央駅周辺内 自転車等放置禁止区域	自転車 4台	令和4年1月6日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1 建設局西建設
	西建設事務所管内 自転車等放置禁止区域 外長期放置	自転車 4台	令和4年1月27日	

西区学園西3 丁目2番地学 園都市保管所 電話795-4618	学園都市駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台	令和4年1 月13日	事務所 電話912-3750
--	-----------------------	-----------	---------------	-------------------

神戸市告示第787号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第57条第1項の規定により、各区の区域ごとに作成した地方税法（昭和25年法律第226号）第415条第1項に規定する土地価格等縦覧帳簿を当該区の区域内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する期間及び各区の区域ごとに作成した同項に規定する家屋価格等縦覧帳簿を当該区の区域内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する期間を次のとおり定め、次の場所で縦覧に供するので、条例第57条第2項の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

令和4年4月1日から令和4年5月2日まで（午前8時45分から午後5時15分まで）。ただし、土曜日、日曜日、休日は除く。

2 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所

新長田合同庁舎

神戸市告示第788号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺	自転車 4台	令和4年2月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	西舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年2月4日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年2月9日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	西舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年2月14日	
	西舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和4年2月18日	
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		

西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	令和4年2 月24日
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 1台	
舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	
西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	

神戸市告示第789号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5の規定により、新たに生じた土地を確認しその旨を次のとおり告示する。

令和4年3月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 新たに生じた土地を確認する区域

中央区新港町110番地及び111番地に接する無番地に存する岸壁敷及び護岸敷の地先公有水面埋立地

2 新たに生じた土地の面積

16,178.06平方メートル

神戸市告示第790号

新たに生じた土地の確認に伴い、次のとおり町の名称を画し、町の区域の変更をするので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 町の名称を画する土地およびその名称

新たに画する土地	町の名称
中央区新港町110番地及び111番地に接する無番地に存する岸壁敷及び護岸敷の地先公有水面埋立地 16,178.06平方メートル	新港町

2 町の区域の変更

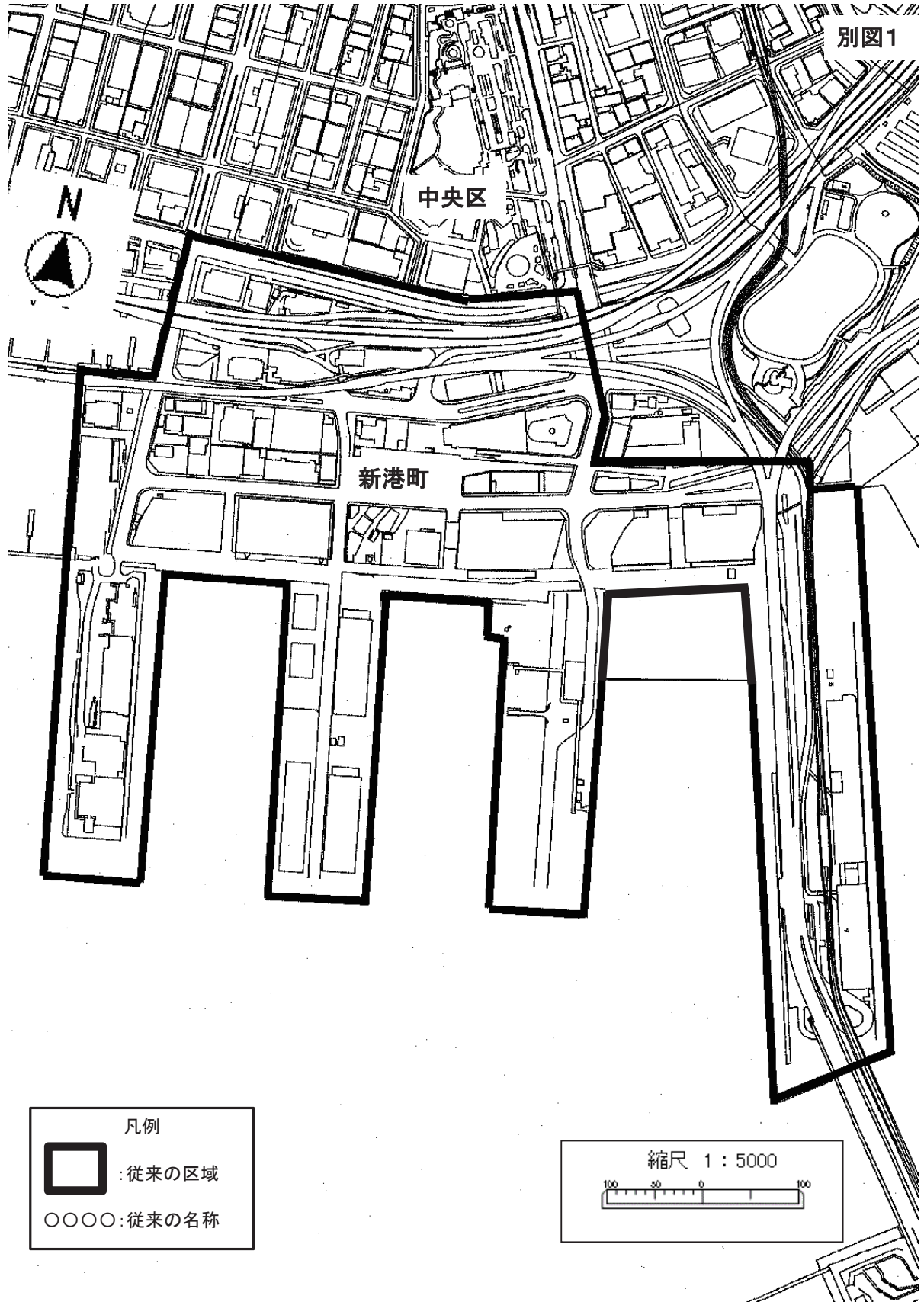
変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称	備考

別図1

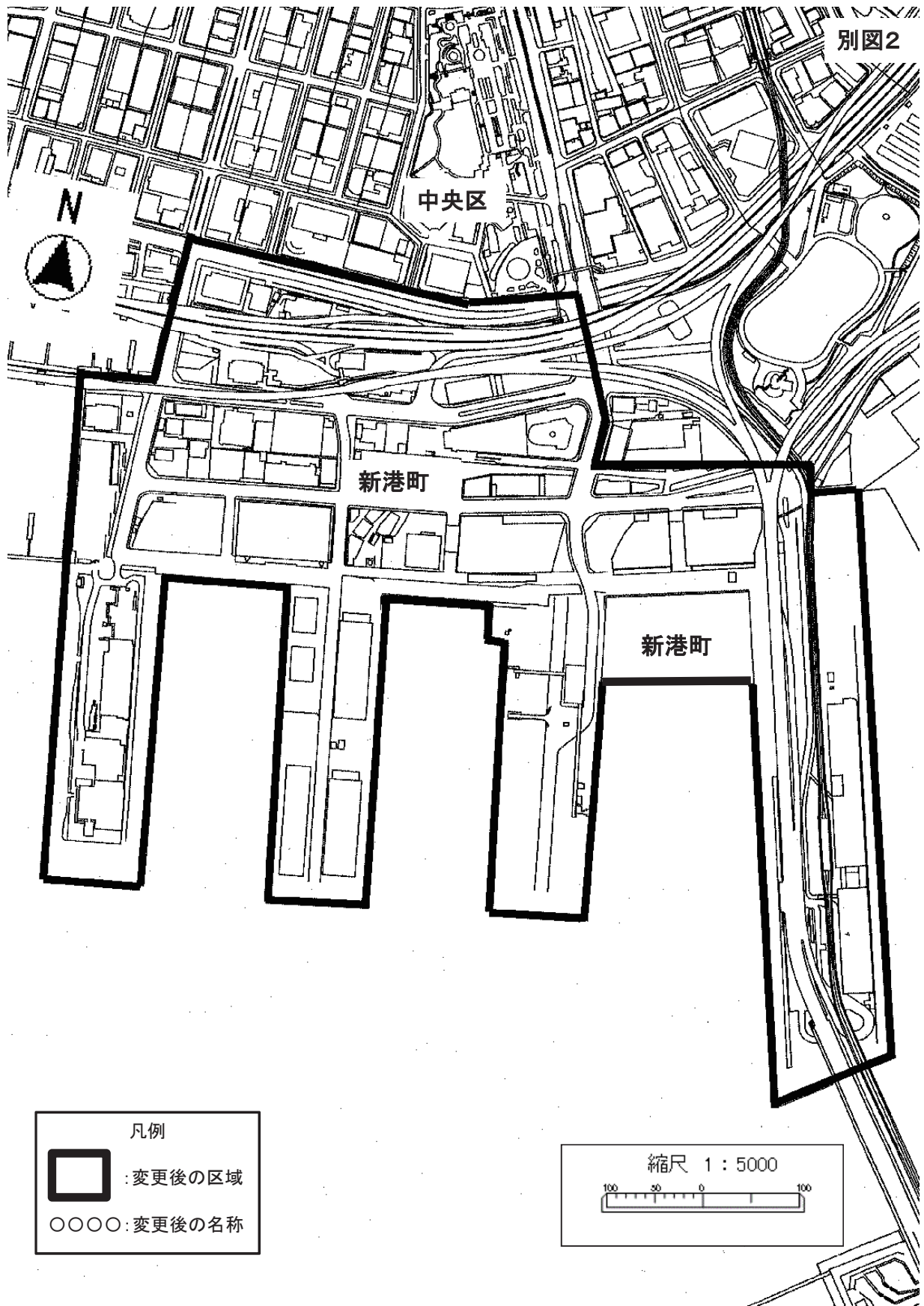
別図2

3 実施する期日

令和4年3月15日



別図2



凡例
[Thick black line] : 変更後の区域
○○○○ : 変更後の名称

縮尺 1 : 5000
100 50 0 100

神戸市告示第791号

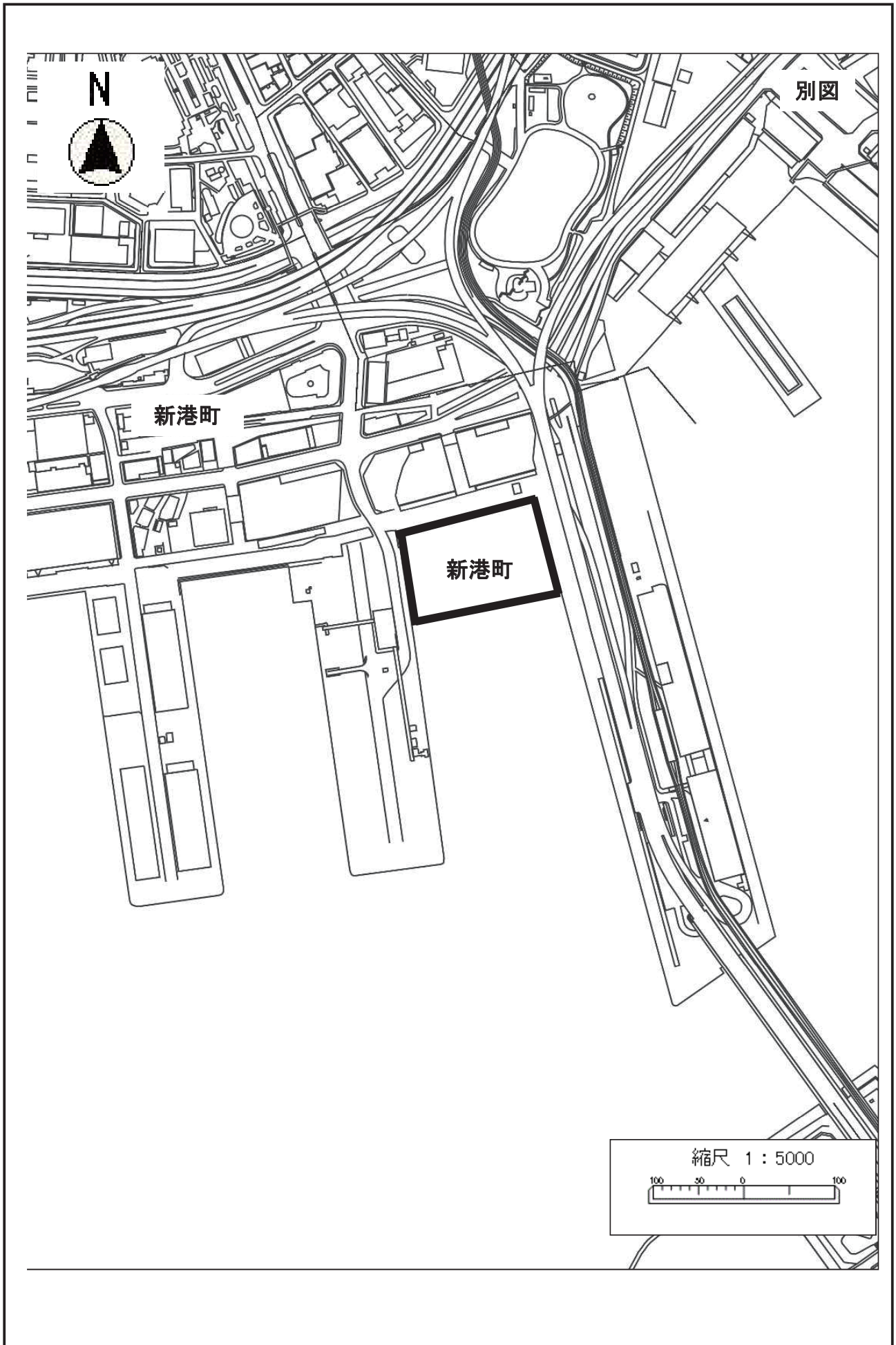
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法を次のとおり告示する。

令和4年3月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 実施する区域
中央区新港町の一部（別図のとおり）
- 2 実施する期日
令和4年3月15日
- 3 住居表示の方法
街区方式



神戸市告示第792号

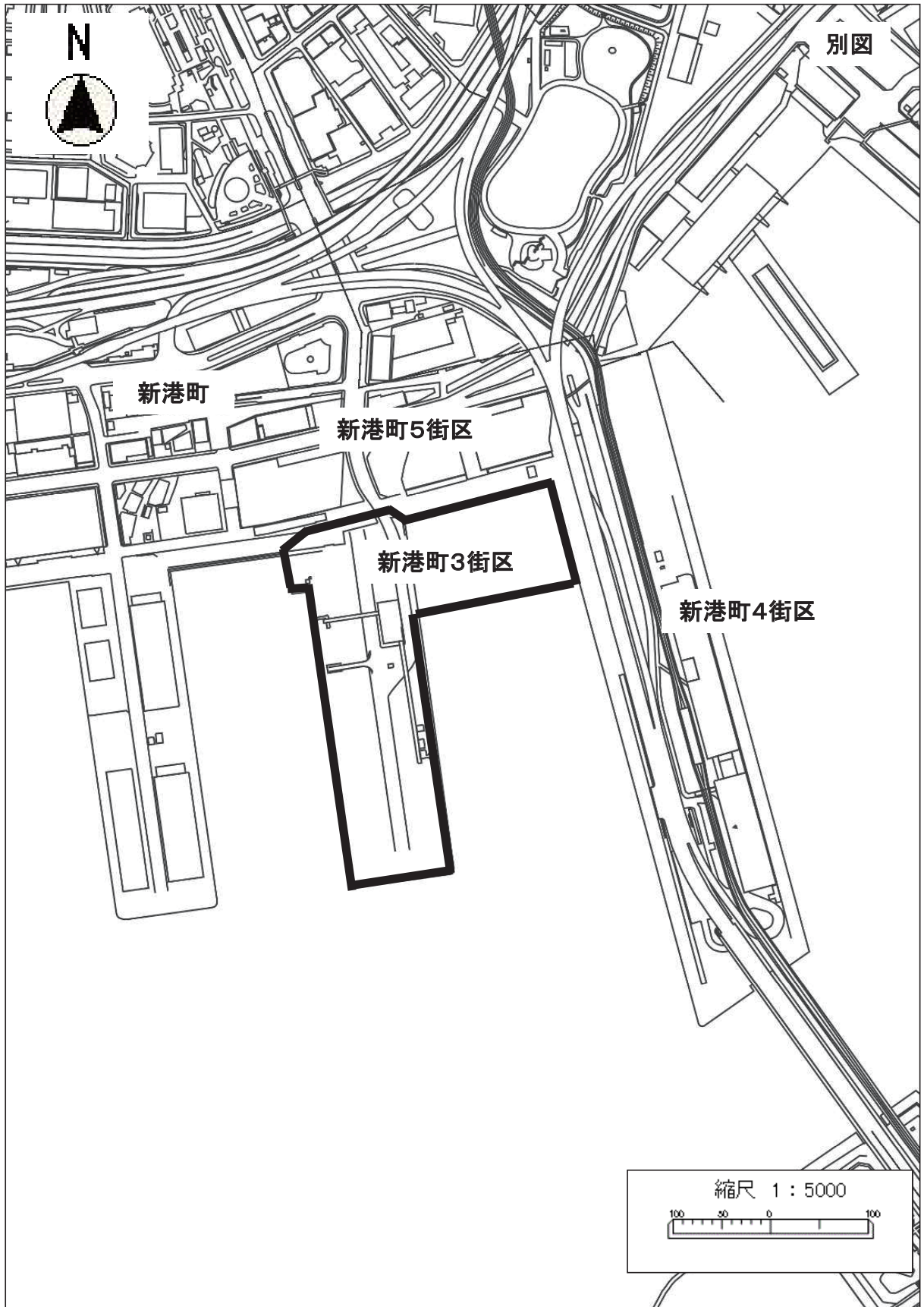
次のとおり街区の区域を変更するので、神戸市住居表示条例（昭和40年3月条例第25号）第2条の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 街区の区域の変更
中央区新港町3街区を、別図に示すとおり変更する。
- 2 実施する期日
令和4年3月15日



神戸市告示第793号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第28号。以下「法」という。）第15条1項に規定する医師に指定した者，身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第2項の規定により指定を辞退した医師は次のとおりであるので，神戸市身体障害者福祉法施行細則第3条の規定により，勤務地の変更を届け出た者も含めて告示する。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 法第15条第1項に規定する医師に指定した者

指定年月日	氏名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
令和3年12月1日	宇津 賢三	循環器内科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
	南 晶洋	消化器内科	
	土佐 紀夫	内科	東灘区森北町2丁目2-19 とさ内科クリニック
	徳田 剛宏	循環器内科	東灘区本山中町4丁目1番8号 宮地病院
	浦田 愛生	リハビリテーション科	東灘区本山南町7丁目7番15号 本山リハビリテーション病院
	村井 由佳	整形外科	
	水谷 和郎	循環器内科	東灘区向洋町中2丁目11番地 六甲アイランド甲南病院
	森下 順彦	内科	灘区鶴甲5丁目1-50 六甲鶴寿園診療所
	毛利 年一	整形外科	灘区灘北通5丁目9番1号 吉田アーデント病院
	後藤 正憲	脳神経外科	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
	西久保 雅司	内科	
	松添 晴加	形成外科	
	川端 智也		
	塚本 義博	整形外科	
	住友 秀次	リウマチ科	
	谷口 智彦	循環器内科	
	吉田 一史	心臓血管外科	
	山崎 俊成	泌尿器科	
	黒田 浩一	感染症内科	
	郡田 ひな子	眼科	中央区楠町7丁目5番2号

		神戸大学医学部附属病院
辻 麻人	神経内科	
刀坂 公崇		
藤本 陽介	脳神経外科	
藤原 肇	耳鼻いんこう科	
川森 裕之	循環器内科	
住本 恵子		
鳥羽 敬義		
内海 昌子	消化器外科	
村上 義郎	感染症内科	
島田 天美子	呼吸器内科	中央区港島中町8丁目5番1 神戸低侵襲がん医療センター
下野 圭子	整形外科	中央区上筒井通6丁目2番43号
池田 顕彦	呼吸器内科	神戸平成病院
倉科 徹郎	リハビリテーション科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
郡山 仁志	内科	
井上 聖也		
喜田 栄作	消化器内科	
杉崎 陽一郎	循環器内科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
佐々木 真希	リハビリテーション科	中央区港島中町8丁目5番2 西記念ポートアイランドリハビリテーション病院
宮本 康佑		
小澤 修一		
小澤 修一	外科	
松井 紗智子	小児科	中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
松村 治		
武岡 恵美子		
上月 愛瑠		
斎藤 智子	内科	兵庫区切戸町6丁目26番 荻原みさき病院
竹田 充伸	外科	兵庫区東山町3丁目3番1号
増本 吉伸	整形外科	川崎病院
川崎 健太郎	消化器外科	兵庫区水木通10丁目1番12号

		神戸大山病院
加堂 哲治	呼吸器内科	兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
石村 奈々	腎臓内科	兵庫区西多聞通1丁目1番21号 彦坂病院
高田 史門	人工透析内科	
高木 志寿子	泌尿器科	
姜 純希	内科	長田区川西通2丁目3番地の1 朝日診療所
松田 弘之	眼科	長田区五番町8丁目1-1 まつだ眼科クリニック
内海 隆生	眼科	長田区大塚町1丁目8番11号プレノ長田 1階 毛利眼科・西神戸クリニック
齊藤 正純	整形外科	須磨区東白川台1丁目1番地1 北須磨病院
高田 哲男	呼吸器内科	
羽溪 優	循環器内科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
抽冬 晃司	整形外科	須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
吉田 真教	呼吸器内科	垂水区旭が丘1丁目9番60号 おひさまクリニック
高田 寛仁		
田中 允	脳神経外科	垂水区小束台868番37 順心神戸病院
宮本 宏人		
岡田 典久	耳鼻いんこう科	北区藤原台中町1丁目2番1号北神中央 ビル305 岡田耳鼻咽喉科
大西 洋輝	整形外科	北区山田町下谷上字梅木谷37番3 神戸ほくと病院
垣田 浩子	腎臓内科	西区糺台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター
夏山 貴博	産婦人科【婦人科】	
齊藤 雅也	内科	西区竜が岡1丁目15番地3号 さいとう内科クリニック
安田 慎吾	内科	西区北山台3丁目1番1号 広野高原病院
足立 和正	循環器内科	西区枝吉1丁目16番地

みどり病院

2 令第3月条第2項の規定により指定を辞退した医師

辞退年月日	氏名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
令和3年3月31日	木村 健作	形成外科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
	安田 貴志	外科	
	黒瀬 潤	循環器内科	
令和3年5月31日	関谷 怜奈	呼吸器内科	
平成31年1月16日	倉成 康荘	耳鼻咽喉科	東灘区御影中町2丁目1番7号 倉成耳鼻科クリニック
令和3年3月31日	大塚 慶子	眼科	灘区篠原北町3丁目11番15号 神戸海星病院
令和3年10月27日	吉田 早苗	整形外科	灘区灘北通5丁目9番1号 吉田アーデント病院
令和3年3月31日	田村 亮介	形成外科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和3年2月28日	橋川 和信		
令和3年7月31日	吉武 優		
令和3年10月15日	加藤 隆之	外科	
	前田 裕仁		
令和3年3月31日	向山 順子		
令和3年10月1日	山下 博成		
令和3年7月31日	橋本 慎吾	整形外科	
令和3年9月30日	原田 健一	泌尿器科	
	日向 信之		
令和3年7月16日	津村 明子	感染症内科	
令和3年8月31日	開発 謙次	循環器内科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
令和3年9月30日	呉 玉彬	整形外科	中央区上筒井通6丁目2番43号 神戸平成病院
令和3年9月30日	久保田 暢人	消化器外科・ 外科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
令和3年10月1日	溝渕 一哉	内科	兵庫区水木通10丁目1番12号 神戸大山病院
	加藤 大	外科	
令和3年9月30日	星野 宏光	外科	兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院

令和3年6月30日	神頭 誠	整形外科	
令和3年7月31日	和田 学政	呼吸器内科	長田区一番町2丁目4番地 神戸市立医療センター西市民病院
令和3年4月1日	山本 修士	整形外科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
令和3年6月30日	中西 雄太	整形外科	須磨区衣掛町3丁目1番14号 新須磨病院
令和3年7月31日	井上 史洋	内科	垂水区清水が丘2丁目5番1号 佐野病院
令和2年7月16日	三浦 順郎	外科	北区藤原台中町5丁目1番1号
令和3年3月31日	井上 達史	消化器外科	済生会兵庫県病院

3 勤務地の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
令和3年4月1日	松尾 智哉	整形外科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和3年4月1日	劉 正夫	整形外科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和3年4月1日	水本 拓也	消化器外科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和3年4月1日	村尾 真理子	小児科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			垂水区高丸8丁目11番14号 西部療育センター診療所
令和3年6月1日	辻 佑木生	神経内科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
			兵庫区切戸町6番26番 荻原みさき病院

令和3年7月1日	久保田 眞毅	内科・外科	東灘区向洋町中2丁目11番地 六甲アイランド甲南病院
			東灘区住吉本町1丁目24番13号 東神戸病院
令和3年7月1日	高田 徹	整形外科	北区山田町下谷上字梅木谷37番3 神戸ほくと病院
			順心神戸病院 垂水区小束台868番37
令和3年8月1日	柴田 奈緒	循環器内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
			兵庫区和田宮通6丁目1番34号 三菱神戸病院
令和3年9月1日	稲垣 健二郎	内科	灘区土山町5番1号 六甲病院
			東灘区向洋町中2丁目11番地 六甲アイランド甲南病院
令和3年10月1日	吉田 利彦	脳神経外科	垂水区名谷町字梨原2350番地2 名谷病院
			兵庫区水木通10丁目1番12号 神戸大山病院
令和3年11月15日	白井 由理	理学療法科	須磨区飛松町5丁目2番地の1 八十嶋病院
			北区西大池2丁目26番2号 やそしま医院

4 医療機関の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
平成30年4月1日	林 倫子	眼科	中央区生田町1丁目4番1号E-202 林みちこ眼科
			中央区生田町1丁目4番1号E-202 新神戸ひろせ眼科
令和3年6月1日	吉田 寛	外科	灘区原田通1丁目3番17号 吉田アーデント病院
			灘区灘北通5丁目9番1号

			吉田アーデント病院
令和3年10月1日	岡林 克典	内科	東灘区深江北町2丁目7番5号コンフォート芦屋西1階 岡林内科クリニック
			東灘区深江北町2丁目7番5号コンフォート芦屋西1階 西宮渡邊心臓脳・血管センター東灘クリニック

5 医療機関の開設を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
			変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
令和2年10月1日	鄒 暁光	整形外科	長田区平和台町1丁目1番1号 アキヨシ整形外科
			須磨区飛松町3丁目1番2号 アキヨシクリニック
令和3年4月1日	三上 隆一	消化器外科	長田区一番町2丁目4番地 神戸市立医療センター西市民病院
			長田区水笠通3丁目5番11号 702 つばめクリニック
令和3年7月1日	竹田 章彦	内科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
			中央区下山手通4丁目1番14号 竹田内科クリニック
令和3年10月1日	谷口 弥生	循環器内科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 神戸赤十字病院
			東灘区本庄町1丁目16-17 サンフォレストビル102 谷口循環器内科
令和3年11月1日	岩田 英之	消化器外科	北区山田町上谷上古々谷12番地の3 真星病院
			北区唐櫃台2丁目16-18 からと胃腸・内視鏡クリニック

神戸市告示第794号

令和4年第1回定例市会で令和4年2月24日議決された令和3年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和4年3月15日

神戸市長 久 元 喜 造

令和3年度神戸市一般会計補正予算

令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,920,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ976,240,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 株式等譲渡所得割交付金		千円 1,634,000	千円 1,321,460	千円 2,955,460
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,634,000	1,321,460	2,955,460
8 地方消費税交付金		33,555,398	2,422,000	35,977,398
	1 地方消費税交付金	33,555,398	2,422,000	35,977,398
14 地方交付税		57,682,000	29,327,975	87,009,975
	1 地方交付税	57,682,000	29,327,975	87,009,975
18 国庫支出金		248,781,111	6,550,347	255,331,458
	1 負担金	163,671,822	1,655,550	165,327,372
	2 補助金	83,814,932	4,894,797	88,709,729
19 県支出金		57,183,703	1,257,582	58,441,285
	1 負担金	38,320,856	13,000	38,333,856
	2 補助金	15,948,512	1,244,582	17,193,094
21 寄附金		1,704,690	969,290	2,673,980
	1 寄附金	1,704,690	969,290	2,673,980
23 繰越金		1	299,947	299,948
	1 繰越金	1	299,947	299,948
24 諸収入		43,220,213	2,420	43,222,633
	7 雑収入	19,515,616	2,420	19,518,036
25 市債		130,542,000	△ 13,231,000	117,311,000
	1 市債	130,542,000	△ 13,231,000	117,311,000
歳 入 合 計		947,320,049	28,920,021	976,240,070

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		68,917,620	1,723,768	70,641,388
	1 総務費	46,775,502	34,568	46,810,070
	2 企画費	7,098,857	1,097,000	8,195,857
	3 徴税費	2,607,889	592,200	3,200,089
3 市民費		16,288,315	349,777	16,638,092
	1 市民費	11,824,705	240,130	12,064,835
	2 施設整備費	4,463,610	109,647	4,573,257
4 民生費		345,375,462	1,920,520	347,295,982
	1 民生総務費	53,135,964	228,528	53,364,492
	3 こども家庭費	127,451,189	1,041,500	128,492,689
	4 障害者福祉費	62,787,141	7,500	62,794,641
	5 老人福祉費	8,066,007	52,500	8,118,507
	8 民生施設整備費	16,948,350	590,492	17,538,842
5 衛生費		65,445,916	3,158,100	68,604,016
	1 衛生総務費	14,899,988	825,549	15,725,537
	2 公衆衛生費	48,781,028	1,922,342	50,703,370
	3 環境衛生費	1,764,900	410,209	2,175,109
6 環境費		23,244,506	40,656	23,285,162
	4 環境施設整備費	4,215,349	40,656	4,256,005
7 商工費		10,899,637	1,286,055	12,185,692
	1 商工振興費	8,933,358	1,031,500	9,964,858
	2 貿易観光費	1,966,279	254,555	2,220,834
8 農政費		3,696,568	176,531	3,873,099
	2 農政総務費	2,184,960	30,000	2,214,960
	3 生産振興費	1,076,577	93,531	1,170,108
	4 農林土木費	262,356	53,000	315,356

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 土木費		49,196,205	2,762,400	51,958,605
	1 土木総務費	5,553,727	40,000	5,593,727
	2 道路橋梁費	6,019,439	32,000	6,051,439
	3 道路橋梁整備費	22,910,237	2,363,000	25,273,237
	5 公園緑地整備費	3,256,355	238,400	3,494,755
	6 河川砂防費	1,955,005	39,000	1,994,005
	7 海岸保全費	2,019,985	50,000	2,069,985
10 都市計画費		16,681,724	303,000	16,984,724
	1 都市計画総務費	11,831,881	183,000	12,014,881
	4 街路事業費	2,704,288	120,000	2,824,288
11 住宅費		5,721,345	50,000	5,771,345
	1 住宅総務費	5,721,345	50,000	5,771,345
12 消防費		20,421,385	30,000	20,451,385
	1 消防費	20,421,385	30,000	20,451,385
13 教育費		124,639,896	6,990,657	131,630,553
	1 教育総務費	8,342,320	△ 160,000	8,182,320
	4 小学校費	46,220,223	△ 449,950	45,770,273
	5 中学校費	26,261,897	109,800	26,371,697
	6 高等学校費	6,152,578	19,350	6,171,928
	7 特別支援学校費	8,127,971	19,800	8,147,771
	9 看護大学費	950,956	40,000	990,956
	10 外国語大学費	1,230,250	370,897	1,601,147
	12 体育保健費	4,168,908	519,000	4,687,908
	13 学校建設費	12,964,484	6,429,760	19,394,244
	14 教育施設整備費	383,258	92,000	475,258
15 諸支出金		193,798,761	10,128,557	203,927,318
	1 繰出金	183,496,192	1,169,008	184,665,200
	2 過年度支出	3,722,000	2,893,000	6,615,000
	3 雑出	6,580,569	6,066,549	12,647,118
歳出合計		947,320,049	28,920,021	976,240,070

第2表 繰越明許費補正

款	項	補正前		補正後		
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円	
1 議会費	1 議会費	-	-	議会棟改修	22,681	
2 総務費	1 総務費	-	-	戸籍副本符号取得	2,112	
		-	-	住民記録システム改修	29,568	
		-	-	本庁舎1号館改修	121,905	
		-	-	代表電話交換業務善 品質改修	5,000	
		2 企画費	-	-	テサ・イン・クリエイティブ センター神戸改修	12,500
			-	-	マイナポイント事業	298,130
			-	-	基幹系端末統合	153,000
			-	-	垂水エリア活性化	84,000
			-	-	神戸臨床研究情報 センター改修	100,000
		-	-	神戸未来医療構想推進	438,000	
		3 徴税費	-	-	課税システム改修等	272,200
		4 財産管理費	-	-	公有財産管理保全等	855,469
		8 庁舎等 建設費	-	-	兵庫区庁舎整備	33,712
	-		-	新中央区庁舎整備	3,441,923	
-	-		区庁舎改修	92,500		
-	-		西区庁舎整備	5,000		
3 市民費	1 市民費	-	-	地域福祉センター整備等	96,398	
		-	-	男女共同参画センター 改修	135,232	
	2 施設整備費	-	-	スポーツ施設改修	1,342,899	
		-	-	新中央区庁舎整備	1,147,306	
		-	-	文化施設改修	476,991	
		-	-	アート作品による 公共空間リニューアル	5,000	
		-	-	新垂水図書館整備	90,223	
		-	-	図書館改修	88,891	
4 民生費	1 民生総務費	-	-	臨時特別給付	24,200,000	
		-	-	福祉情報システム改修	25,438	
		-	-	生活困窮者支援	100,000	
	3 家庭 も費	-	-	臨時特別給付	300,000	
		-	-	福祉情報システム改修	27,500	
		-	-	こべっこウェルカム プレゼン	58,458	
		-	-	総合児童センター移転	178,528	

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
			千円		千円
	4 障害者福祉費	-	-	児童福祉施設職員 処遇改善	954,000
	5 老人福祉費	-	-	ひとり親家庭 就業サポート	60,000
	8 民生施設整備費	-	-	感染防止・孤立化防止 支援事業	7,500
		老人福祉施設整備	1,066,500	感染防止・孤立化防止 支援事業	52,500
		民生施設整備	22,000	老人福祉施設整備	1,149,060
				民生施設整備	525,954
				障害福祉施設整備	76,291
				児童福祉施設整備等	5,531,350
5 衛生費	1 衛生総務費	-	-	衛生関係施設等改修	46,957
	2 公衆衛生費	-	-	特定妊婦等支援 臨時特例事業	8,618
		-	-	各種検診事業	322,256
		-	-	風しん対策	80,000
		-	-	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	1,090,583
	3 環境衛生費	-	-	健康科学研究所改修等	123,580
		-	-	保健所業務化	27,460
		-	-	斎場墓園整備	350,812
6 環境費	4 環境施設整備費	-	-	苅藻島クリーンセンター 改修	40,656
7 商工費	1 商工振興費	-	-	産業振興センター改修	55,914
		-	-	ファッション産業発信事業	6,015
		-	-	ものづくり工場改修	106,110
		-	-	六甲山都市型創造産業 振興事業	5,720
		-	-	ファッションマート改修	110,855
		-	-	事業再構築補助金 活用促進事業	54,000
		-	-	経営改善計画策定促進事業	10,500
		-	-	SAKE Selection 兵庫開催	3,800
		-	-	失業中・休業中の 求職者等への支援	14,000
		-	-	KOBEお買物キャンペーン	35,000
		-	-	思い出の飲食店・商店街 魅力発信	10,000
		-	-	神戸で「灘の酒」を 飲もう！キャンペーン	7,000
		-	-	脱炭素化による競争力強化 助成事業	200,000
		-	-	神戸市中小企業DX お助け隊事業の拡充	11,000
		-	-	商店街・小売市場 お買物券事業	300,000
		-	-	地場産業応援クーポン事業	390,000
	2 貿易観光費	-	-	食都神戸のコンテンツを 活かした観光誘客	38,000
		-	-	神戸のブランド力を高める 観光誘客・周遊促進	145,000
		-	-	有明山荘解体工事	213,790

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
		-	-	光の演出による夜の賑わいづくり	10,000
		-	-	六甲山上遊休施設等利活用促進事業	41,969
		-	-	観光案内板整備	10,000
		-	-	平日の宿泊需要の喚起	50,000
		-	-	有馬観光交流センター空調更新工事	17,540
		-	-	北野観光案内所空調更新工事	4,015
		-	-	六甲・摩耶エリア全体活性化検討業	5,000
		-	-	国民宿舎神戸摩耶ロッジ解体工事設計	4,818
8 農 政 費	2 農政総務費	-	-	六甲山牧場改修	108,158
		-	-	旧神戸市立自然休養村管理センター解体	46,134
		-	-	農村環境改善センター改修	52,673
	3 生産振興費	-	-	漁港関連施設改修	61,369
		-	-	マリニピア神戸改修等	6,010
		-	-	フルーツ・フラワーパーク改修	26,152
	4 農林土木費	-	-	ため池調査計画事業	67,123
		-	-	ため池防災対策整備事業	36,000
9 土 木 費	2 道路橋梁費	-	-	道 路 橋 梁	65,300
		街 灯 補 修	45,000	街 灯 補 修	65,000
	3 道路橋梁整備費	-	-	道 路 調 査	1,195
		-	-	広域幹線道路対策	2,000
		道 路 改 良	4,122,850	道 路 改 良	6,696,730
		道 路 補 修	60,000	道 路 補 修	280,000
		橋 梁 整 備	1,777,406	橋 梁 整 備	3,604,406
		-	-	交通安全施設整備	1,712,834
	5 公園緑地整備費	公 園 整 備	1,094,306	公 園 整 備	1,923,495
		-	-	森 林 整 備	60,000
	6 河川砂防費	河 川 改 修	93,000	河 川 改 修	753,900
		-	-	治 山 砂 防	241,099
	7 海岸保全費	海岸保全施設整備	965,200	海岸保全施設整備	1,030,200
10 都市計画費	1 都市計画費	都市再生推進	2,632,701	都市再生推進	2,815,701
	3 総務開発費	再開発事業促進	61,240	再開発事業促進	126,804
		組合等再開発	186,100	組合等再開発	399,200
	4 街路事業費	街 路 築 造	597,000	街 路 築 造	1,276,000
11 住 宅 費	1 住宅総務費	住 環 境 整 備	214,900	住 環 境 整 備	418,753
		-	-	空き家活用支援	50,000

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
12 消防費	1 消防費	-	千円	経年防火水槽撤去	91,600
		-	-	兵庫区庁舎整備	2,200
		-	-	高規格救急車整備	30,000
		-	-	消防庁舎改修	64,000
13 教育費	4 小学校費	-	-	感染症対策等学校教育活動継続支援事業	220,050
	5 中学校費	-	-	感染症対策等学校教育活動継続支援事業	109,800
	6 高等学校費	-	-	感染症対策等学校教育活動継続支援事業	19,350
	7 特別支援学校費	-	-	感染症対策等学校教育活動継続支援事業	19,800
	9 看護大学費	-	-	看護大学施設整備	40,000
	10 外国語大学費	-	-	外国語大学施設整備	370,897
	11 社会教育費	動物園事業	85,000	動物園事業	122,403
		-	-	水族園・シーパル須磨除却	2,401,491
	12 体育保健費	-	-	公立幼稚園感染症対策支援事業	15,000
	13 学校建設費	-	-	給食室衛生環境改善	34,703
		-	-	垂水小学校過密化対策	486,677
		-	-	妙法寺小学校学級増対策	151,016
		-	-	幼稚園跡地活用	42,094
		-	-	学校施設改修等	6,768,386
14 教育施設整備費	-	-	青少年科学館整備	92,000	
	-	-	葺合公民館別館再編	12,567	

第3表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
基幹系端末統合	令和3～9年度	千円 483,000
令和4年度指図書館ほか(東灘区)	令和3～8年度	1,496,000
令和4年度指図書館(北区)	令和3～5年度	86,000
令和4年度指図書館(生田文化会館)	令和3～4年度	10,000
令和4年度指図書館(葺合文化センター)	令和3～4年度	8,000
令和4年度指図書館(神戸文化ホール)	令和3～8年度	825,000
令和4年度指図書館(しあわせの村)	令和3～5年度	2,468,000

第4表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	千円 6,546,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	千円 7,077,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
保健衛生施設整備事業	314,000				637,000			
環境工場整備事業	1,970,000				2,000,000			
道路整備事業	14,394,000				15,348,000			
公園整備事業	1,472,000				1,608,000			
河川整備事業	1,119,000				1,132,000			
海岸保全事業	1,023,000				1,048,000			
街路事業	2,855,000				3,003,000			
学校教育施設整備事業	4,681,000				10,303,000			
社会教育施設整備事業	5,894,000				5,993,000			
文化施設等整備事業	2,429,000				2,714,000			
商工施設等整備事業	723,000				954,000			
農政施設整備事業	421,000				444,000			
漁業施設整備事業	12,000				65,000			
農業基盤整備事業	95,000				108,000			
高速鉄道事業会計出資金	2,919,000				3,344,000			
高速鉄道事業会計補助金	232,000				839,000			
臨時財政対策債	66,805,000				44,056,000			

令和3年度神戸市市場事業費補正予算

令和3年度神戸市市場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	3 施設整備費	塩水ポンプ棟改築他工事	23,000
		卸売場棟冷蔵庫自動防熱扉他改修工事	31,000

第2表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
中央卸売市場本場再整備事業	令和3～4年度	800,000

令和3年度神戸市国民健康保険事業費補正予算

令和3年度神戸市国民健康保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,741,248千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,143,278千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険収入		千円 154,402,030	千円 2,741,248	千円 157,143,278
	3 繰入金	16,851,476	701,066	17,552,542
	4 繰越金	1	2,040,182	2,040,183
歳入合計		154,402,030	2,741,248	157,143,278

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険費		千円 154,402,030	千円 2,741,248	千円 157,143,278
	1 事務費	2,690,535	20,700	2,711,235
	5 諸支出金	518,930	2,720,548	3,239,478
歳出合計		154,402,030	2,741,248	157,143,278

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 国民健康保険費	1 事務費	国民健康保険システム改修	千円 20,700

令和3年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和3年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 駐車場事業費	1 運営費	三宮駐車場受変電設備等更新工事	164,000

令和3年度神戸市農業集落排水事業費補正予算

令和3年度神戸市農業集落排水事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 事業費	1 施設整備費	農業集落排水処理施設設備機能強化	80,000

令和3年度神戸市市街地再開発事業費補正予算

令和3年度神戸市市街地再開発事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 市街地再開発管理事業費	1 市街地再開発管理事業費	再開発管理事業	38,237 千円	再開発管理事業	134,689 千円

令和3年度神戸市介護保険事業費補正予算

令和3年度神戸市介護保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,528,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,980,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 繰入金		24,393,518	1,867,939	26,261,457
	1 一般会計繰入金	23,828,518	115,530	23,944,048
	2 基金繰入金	565,000	1,752,409	2,317,409
6 繰越金		1	4,660,503	4,660,504
	1 繰越金	1	4,660,503	4,660,504
歳入合計		148,451,753	6,528,442	154,980,195

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		3,169,028	115,530	3,284,558
	1 総務費	3,169,028	115,530	3,284,558
4 基金積立金		1,197	4,660,503	4,661,700
	1 基金積立金	1,197	4,660,503	4,661,700
5 諸支出金		49,864	1,752,409	1,802,273
	2 過年度支出	—	1,752,409	1,752,409
歳出合計		148,451,753	6,528,442	154,980,195

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 総務費	1 総務費	介護認定審査会	25,276
		介護保険システム改修等	115,530

令和3年度神戸市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度神戸市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中「11,262,403千円」を「11,347,003千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	17,780,023千円	1,358,400千円	19,138,423千円
第1項 企業債	12,136,000千円	846,000千円	12,982,000千円
第2項 国庫支出金	5,107,000千円	512,400千円	5,619,400千円
	支 出		
第1款 資本的支出	29,042,426千円	1,443,000千円	30,485,426千円
第1項 建設改良費	21,962,185千円	1,443,000千円	23,405,185千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「12,136,000千円」を「12,982,000千円」に改める。

第1表 建設改良事業概要補正

事業名	補正前		補正後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
ポンプ場建設	千円 2,270,381	魚崎ポンプ場 東川崎ポンプ場	千円 2,672,381	魚崎ポンプ場 東川崎ポンプ場
汚水幹枝線布設	8,041,779	東灘処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 加古川上流処理区	8,494,779	東灘処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 加古川上流処理区
雨水幹枝線布設	2,389,382	東灘排水区 中部排水区 西部排水区 鈴蘭台排水区 武庫川排水区 垂水排水区 西神ニュータウン排水区 玉津排水区	2,489,382	東灘排水区 中部排水区 西部排水区 鈴蘭台排水区 武庫川排水区 垂水排水区 西神ニュータウン排水区 玉津排水区
処理施設等整備	4,925,237	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料、職員手当等	5,413,237	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料、職員手当等
合計	21,962,185		23,405,185	

令和3年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度神戸市港湾事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	50,504,588千円	1,626,300千円	52,130,888千円
第1項 企業債	13,611,000千円	1,485,500千円	15,096,500千円
第2項 他会計繰入金	14,541,328千円	50,800千円	14,592,128千円
第4項 国庫支出金	1,440,167千円	90,000千円	1,530,167千円
	支 出		
第1款 資本的支出	56,484,000千円	1,626,300千円	58,110,300千円
第1項 建設改良費	21,918,287千円	486,000千円	22,404,287千円
第2項 投資	18,477,420千円	1,140,300千円	19,617,720千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「13,611,000千円」を「15,096,500千円」に改める。

第1表 建設改良事業概要補正

事業名	補正前		補正後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
港湾建設	千円 3,136,157	長田港船揚場改良 兵庫地区物揚場整備 等	千円 3,406,157	長田港船揚場改良 兵庫地区物揚場整備 等
港湾直轄事業費 負担金	5,174,000	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備 等	5,390,000	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備 等
合計	21,918,287		22,404,287	

令和3年度神戸市自動車事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度神戸市自動車事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち輸送人員を、次のとおり補正する。

(1) 事業計画

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
年間輸送人員	54,734,175人	△3,433,518人	51,300,657人
一日平均輸送人員	149,957人	△9,407人	140,550人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条中「793,000千円」を「1,152,000千円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 自動車事業収益	10,597,887千円	△718,000千円	9,879,887千円
第1項 営業収益	9,569,359千円	△718,000千円	8,851,359千円
支出			
第1款 自動車事業費	11,605,774千円	196,000千円	11,801,774千円
第1項 営業費用	11,294,033千円	196,000千円	11,490,033千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「793,000千円」を「1,152,000千円」に改める。

令和3年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度神戸市高速鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中「8,632,874千円」を「8,633,169千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	20,352,977千円	2,127,778千円	22,480,755千円
第1項	企業債	13,117,000千円	548,000千円	13,665,000千円
第2項	出資金	2,919,000千円	425,000千円	3,344,000千円
第3項	補助金	3,191,875千円	1,154,778千円	4,346,653千円
支 出				
第1款	資本的支出	28,985,851千円	2,128,073千円	31,113,924千円
第1項	建設改良費	16,839,044千円	2,128,073千円	18,967,117千円

(企業債)

第4条 予算第6条中「12,702,000千円」を「13,250,000千円」に改める。

(他会計からの出資金)

第5条 予算第9条中「2,919,000千円」を「3,344,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「4,482,158千円」を「5,089,936千円」に改める。

第1表 建設改良事業概要補正

事業名	補正前		補正後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
高速鉄道建設	千円 15,299,837	新長田駅大規模改修工事、可動式ホーム柵設置工事、西神・山手線新造車両購入、変電施設更新工事、連動装置・ATC装置更新工事、列車無線設備更新工事、総係費等	千円 17,427,910	新長田駅大規模改修工事、可動式ホーム柵設置工事、西神・山手線新造車両購入、変電施設更新工事、連動装置・ATC装置更新工事、列車無線設備更新工事、総係費等
合計	16,839,044		18,967,117	

神戸市告示第795号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設

総合センターその他の神戸市しあわせの村条例（昭和63年10月条例第20号）第5条第1項に掲げる施設

2 指定管理者

神戸市北区しあわせの村1番1号しあわせの村内

しあわせの村運営共同事業体

代表者 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

代表理事 三木 孝

3 指定期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年3月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年3月29日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	湊西方面第18号線	神戸市兵庫区東出町2丁目77番1地先から	新	6.30	最大 3.10 最小 3.10
		神戸市兵庫区東出町2丁目77番1地先まで	旧	6.30	最大 2.50 最小 2.50

神戸市告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年3月16日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年3月29日まで一般の縦覧

に供する。

令和4年3月15日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	港島50号線	神戸市中央区港島9丁目1番2地先から 神戸市中央区港島南町6丁目4番3地先まで	525.00	19.00
	港島51号線	神戸市中央区港島南町6丁目10番1地先から 神戸市中央区港島南町6丁目9番1地先まで	222.80	18.00
	港島52号線	神戸市中央区港島南町6丁目8番1地先から 神戸市中央区港島南町6丁目7番4地先まで	222.70	18.00
	港島53号線	神戸市中央区港島8丁目11番7地先から 神戸市中央区港島南町6丁目7番3地先まで	524.80	28.00
	港島54号線	神戸市中央区港島南町1丁目2番1地先から 神戸市中央区港島南町1丁目1番8地先まで	394.70	18.00
	港島55号線	神戸市中央区港島南町1丁目3番2地先から 神戸市中央区港島南町1丁目4番3地先まで	222.40	18.00
	港島56号線	神戸市中央区港島南町1丁目4番6地先から 神戸市中央区港島南町1丁目5番1地先まで	222.30	18.00
	港島57号線	神戸市中央区港島南町1丁目6番3地先から 神戸市中央区港島南町1丁目5番1地先まで	356.70	18.00

公 告**神戸市公告第1220号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年3月1日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
六甲アイランドCITY向洋町中1丁目2番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市東灘区向洋町中1丁目2番1号 他
- 3 縦覧期間
令和4年3月1日から同年3月29日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話（078）595-6555

神戸市公告第1221号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9の規定により、神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第2項において準用する同法第50条の8第1項の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月1日

神戸市長 久元喜造

- 1 再開発会社の名称
雲井通5丁目再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称
第一種市街地再開発事業
神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間
変更前 施行の認可公告の日から令和10年3月末日まで
変更後 施行の認可公告の日から令和10年12月末日まで
- 4 施行地区

神戸市中央区雲井通四丁目の一部、五丁目の一部

- 5 事務所の所在地
神戸市中央区雲井通5丁目3番1号
- 6 施行認可の年月日
令和3年3月29日
- 7 事業計画の変更認可の年月日
令和4年3月1日

神戸市公告第1254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和3年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月3日

神戸市長 久元喜造

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.31号 神戸三田線（唐櫃）
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 事業地の所在
 - ア 収用の部分
兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字南ノ上、種池、平町及び上向山地内
 - イ 使用の部分
なし

神戸市公告第1255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和4年3月3日

神戸市長 久元喜造

- 1 施行者の名称
神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3. 4. 31号 神戸三田線（唐櫃）

3 事業施行期間

自令和4年3月1日、至令和11年3月31日

4 事業地

ア 収用の部分

兵庫県神戸市北区有野町唐櫃字南ノ上、種池、平町及び上向山内地内

イ 使用の部分

なし

神戸市公告第1266号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第4項の規定により、神戸市立王子動物園及び王子公園駐車場を令和4年3月30日（水）及び同年4月6日（水）に供用します。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第1267号

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第15条並びに神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第8条第3号の規定により、令和4年3月21日（月）においては、動物園について同条例第8条第1項の許可を受けた者に係る使用料を免除します。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第1268号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区霞ヶ丘2丁目1650番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区京町72番地

株式会社シーズ不動産販売
代表取締役 三浦 隆

3 許可番号

令和3年5月31日 第8003号
(変更許可 令和3年11月17日 第2002号)
(変更許可 令和4年1月21日 第2005号)

神戸市公告第1269号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に基づき都市再生整備計画を作成したので、同法第46条第28項の規定により都市再生整備計画（下記に示す地区）を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年3月15日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

記

神戸桜の宮周辺地区（第2回変更）
神戸垂水地区（第1回変更）
神戸・神鉄沿線地区（第1回変更）
神戸灘西部・HAT神戸地区
神戸名谷地区
神戸長田地区

神戸市公告第1270号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区域	備考
くず原公園	北区谷上南町	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	

(2) 供用開始の年月日

令和4年3月15日

神戸市公告第1271号

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月15日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区域	備考
石屋川公園	東灘区御影 灘区楠丘町、高德町、 弓木町、大和町、中郷町、 徳井町、記田町	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2) 供用開始の年月日

令和4年3月15日

水道局

神戸市水道告示第23号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年3月15日

神戸市水道事業管理者 山本泰生

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42134	株式会社 タナカ設備	神戸市北区小倉台三丁目7番地の8	田中 繁美	令和4年2月28日
42135	ノアテックス・ジャパン 有限会社	神戸市長田区苅藻通五丁目5番7号	南 良姫	令和4年2月28日
42136	岡本建設	加古郡稲美町蛸草798-3	岡本 喜信	令和4年2月28日

42137	株式会社 エネテック 大阪	大阪府堺市堺区砂道町 一丁1番29号	竹内 浩	令和4年2月28日
42138	清原設備	三田市中町5-10	清原 翔吾	令和4年2月28日

神戸市水道告示第25号

公金出納事務の一部を取扱う金融機関の指定（昭和47年11月神戸市水道告示第6号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月15日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

(2) 収納取扱金融機関の項中

「

株式会社 北陸銀行	全国	を削り、
-----------	----	------

」

「

三菱UFJ信託銀行 株式会社	神戸市内	を
----------------	------	---

」

「

三菱UFJ信託銀行 株式会社	神戸市内（ただし、口座振替のみ）	に改める。
----------------	------------------	-------

」

神戸市水道公告第105号

令和4年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札（以下「一般競争入札等」という。）について、神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の6第1項において読み替えて適用する規程第5条第1項及び規程第21条の8第1項において準用する規程第21条の6第1項において読み替えて適用する規程第5条第1項に規定する一般競争入札等に参加しようとする者に必要な資格及びその申請方法は、次のとおりとします。

令和4年2月28日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

- 1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格
 - (1) 規程第3条第1項に該当する者でないこと。

- (2) 規程第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)及び地方税について未納の税額がないこと。
- (4) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
- (5) 「神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。
- (6) 参加資格の認定の申請日(以下「基準日」という。)の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあつては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (7) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、基準日の前日までに建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業の許可を受けていること。
- (8) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 上記(7)に定めるもののほか、法令の規定により、営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を受けていること。

2 一般競争入札等の参加資格の申請の方法

(1) 申請書の交付

ア 交付期間

令和4年2月28日から令和5年3月31日まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送すること。

イ 提出期間 令和4年2月28日から令和5年3月31日まで

(ア) 持参による場合は上記期間のうち本市の休日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規程第5条第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする物品等及び特定役務の種類

- (1) 燃料
- (2) 建設材料
- (3) 水道局用建設材料
- (4) 機械設備
- (5) 船舶関係
- (6) 車両関係
- (7) 電車関係
- (8) 理化学・分析・計測・医療機器
- (9) 教材・遊具
- (10) 文具・事務機器・インテリア
- (11) ゴム・繊維
- (12) 家庭用品・雑貨
- (13) 化学薬品・医薬品・衛生材料
- (14) 動物・飼料・食品・植物・園芸
- (15) 印刷・コピー等
- (16) 広報・宣伝
- (17) 建設コンサルタント業務等
- (18) 建設工事に係る役務
- (19) その他労務供給・請負関係

4 資格の有効期間

令和6年3月31日

5 前項の有効期間満了後の更新手続

令和6年2月に必要な資格及びその申請方法について公告を行う予定があるので、その公告に基づき申請してください。

6 問い合わせ先

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

行財政局契約監理課 工事契約担当 (078-322-5147)

物品契約担当 (078-322-5159)

神戸市水道公告第112号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月25日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

1 入札に付する事項

工 事 名	千苺貯水場取水ゲート電動開閉台更新工事
工事場所	神戸市北区道場町生野 千苺貯水場
完成期限	令和5年3月31日
工事概要	千苺貯水場に設置した取水ゲートを遠方操作化するため、電動開閉台を取り替える。
前 払 金	全体の請負金額の4割以内（中間前払いは2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
施工実績	浄水能力2,000m ³ /日以上の上水道施設において、開閉台付き制水扉の新設または更新工事を、過去15年間（平成18年度以降）に元請として完成させた施工実績があること。 ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るもの並びに共同企業体の構成員として施工したものを除く。
その他	(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で

	<p>あること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)～(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和4年2月25日（金）～3月8日（火）</p> <p>※紙書類の提出は、神戸市の休日定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時（郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課必着。）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和4年3月9日（水）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和4年3月10日（木）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年3月11日（金）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p>

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免

除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

交 通 局

神戸市交通公告第75号

一般競争入札により遺失物法（以下「法」という。）第17条に規定されている特例施設占有者として保管している遺失物のうち、法第18条において読み替える第7条に基づいて公告していたが、遺失者が判明しなかったものを、法第20条に基づいて売却するので、法施行令第7条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年2月25日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

(1) 件名

満期遺留品売却 その4

(2) 履行場所

神戸市中央区北長狭通1丁目 神戸市交通局 忘れ物取扱所倉庫
市営地下鉄三宮駅構内西出入口（西コンコース改札口東側約30m）

(3) 履行期限

令和4年3月23日

(4) 売却する遺失物

品 目	数 量	単 位
長傘	1600	本

折れ傘	500	本
雑品	42	袋
男性用腕時計	29	本
女性用腕時計	19	本
長物	27	式

※数量は、若干の多寡もありえます。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 古物営業法第5条第2項における許可証を交付されていること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (5) 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局営業推進課（電話番号078-984-0124）

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号652-0855）

御崎Uビル3階

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請方法及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付開始日

公告の日から

(2) 交付場所

神戸市ホームページに掲載（郵送による交付は行いません）。

※ダウンロードできない者には、神戸市交通局営業推進課で配布します。配布は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除いた平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(3) 交付方法

無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期限

公告の日の翌日から令和4年3月2日（水）の午後5時必着

※直接持参の場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除いた平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(2) 提出場所

3と同じ

(3) 提出方法

持参または郵送

7 下見

入札対象の遺失物及び遺失物の搬出経路について、下見を行います。

(1) 開催日

令和4年3月8日（火） 午前9時～

(2) 場所（詳細については、入札説明書をご確認ください。）

神戸市交通局忘れ物取扱所倉庫

市営地下鉄三宮駅構内西出入口（西コンコース改札口東側約30m）

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 提出期限

令和4年3月8日（火）午前11時00分まで

(2) 提出場所

3と同じ

(3) 提出方法

持参のみとし、郵送は受け付けないものとします。

9 開札の日時等

(1) 開札日時及び場所

令和4年3月8日（火）午前11時15分から

場所 神戸市交通局大会議室（御崎Uビル1階）

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

10 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の提出が所定の日時を過ぎたとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和4年3月2日（水）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

- (1) 神戸市物品等競争入札参加資格審査申請書交付場所
神戸市行財政局契約監理課（電話番号078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

15 代金の納付方法

落札者決定後、落札決定通知書と共に納付書を渡しますので、当該納付書を用いて、令和4年3月17日（木）までに代金を納入してください。

なお、代金の納入後、納入確認のため、「納入通知書 兼 領収書」のコピーを郵送または持参にて提出してください。

16 その他

- (1) 携帯電話等電子的記憶領域を持つものについては、個人情報流出防止の観点から入札の対象外とする。
- (2) 履行に際しては、十分な人手と機材、車両等を用意し、出来るだけ短時間に一度で完了するようにすること。また、搬出時にホーム階を通過する際は、付添い人を一人以上付け、乗客の安全に留意すること。
- (3) 搬出後、当該遺留品が留置されていた床面の埃が次回分に付着せぬよう、箒、塵取等を人数分持参し、清掃すること。
- (4) 個人情報流出防止の観点から、可及的速やかに神戸市交通局の識札を取り除きシュレダー処理をすること。また、下見時の当該遺留品の写真撮影・動画撮影は禁止とする。
- (5) その他履行に関しては、神戸市交通局契約規程その他関係法令を遵守すること。

神戸市交通公告第76号

令和4年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される物品等及び特定役務の調達のため締結される契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「一般競争入札等」という。)について、神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。)第27条の4第1項において読み替えて適用する規程第3条の2第1項及び規程第27条の6第1項において準用する規程第27条の4第1項において読み替えて適用する規程第3条の2第1項に規定する一般競争入札等に参加しようとする者に必要な資格及びその申請方法は、次のとおりとします。

令和4年2月28日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 一般競争入札等に参加する者に必要な資格

- (1) 規程第3条第1項に該当する者でないこと。
- (2) 規程第3条第2項に基づく入札参加の資格制限を受け、その期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)及び地方税について未納の税額がないこと。
- (4) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。
- (5) 「神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当しないこと。
- (6) 参加資格の認定の申請日(以下「基準日」という。)の前日までにその営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体にあっては、構成員である組合員が基準日の前日までにその営業に従事していること。
- (7) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、基準日の前日までに建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業の許可を受けていること。
- (8) 建設工事の請負に係る競争入札の参加資格を得ようとする者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 上記(7)に定めるもののほか、法令の規定により、営業許可等を必要とするものについては、当該許可等を受けていること。

2 一般競争入札等の参加資格の申請の方法

(1) 申請書の交付

ア 交付期間

令和4年2月28日から令和5年3月31日まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課

ウ 交付方法

無償交付

(2) 申請書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送すること。

イ 提出期間 令和4年2月28日から令和5年3月31日まで

(ア) 持参による場合は上記期間のうち本市の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(イ) 郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

ウ 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課

エ 提出書類

申請書及び本市の指示する添付書類を併せて提出してください。

(3) 認定の通知

一般競争入札等に参加する者に必要な資格を有すると認定したときは、規程第3条の2第2項又は規程第15条において準用する規程第3条の2第2項の規定により書面によって通知します。

3 調達をする物品等及び特定役務の種類

- (1) 燃料
- (2) 建設材料
- (3) 水道局用建設材料
- (4) 機械設備
- (5) 船舶関係
- (6) 車両関係
- (7) 電車関係
- (8) 理化学・分析・計測・医療機器
- (9) 教材・遊具
- (10) 文具・事務機器・インテリア
- (11) ゴム・繊維
- (12) 家庭用品・雑貨
- (13) 化学薬品・医薬品・衛生材料
- (14) 動物・飼料・食品・植物・園芸
- (15) 印刷・コピー等
- (16) 広報・宣伝
- (17) 建設コンサルタント業務等

(18) 建設工事に係る役務

(19) その他労務供給・請負関係

4 資格の有効期間

令和6年3月31日

5 前項の有効期間満了後の更新手続

令和6年2月に必要な資格及びその申請方法について公告を行う予定があるので、その公告に基づき申請してください。

6 問い合わせ先

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

行財政局契約監理課 工事契約担当 (078-322-5147)

物品契約担当 (078-322-5159)

神戸市交通公告第77号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和4年2月25日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工事名	西神・山手線 三宮駅東改札内エレベーター改造工事
工事場所	神戸市中央区北長狭通一丁目
完成期限	令和4年8月31日
工事概要	三宮駅東エレベーターの改造を行う工事一式
前払金	初年度に全体の請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業に係る建設業の許可
経営事項審査の結果の点数	機械器具設置工事業の総合評定値が1,000点以上
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で

	<p>あること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(1)~(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	---

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和4年2月25日(金)~3月4日(金)</p> <p>※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時~午後8時)</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和4年3月7日(月) 午前9時~午後8時</p> <p>第2日目 令和4年3月8日(火) 午前9時~午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムに、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日時	令和4年3月9日（水）午前10時30分	
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市交通公告第78号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月2日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

- 1 落札に係る物品の名称
神戸市交通局魚崎営業所他8施設電気調達
- 2 数量
2,032,816キロワットアワー
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市交通局経営企画課
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号

- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 神戸市行財政局契約監理課
 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 5 落札者を決定した日
 令和4年1月19日
- 6 落札者の氏名及び住所
 丸紅新電力株式会社
 代表取締役 伊藤 直樹
 東京都千代田区大手町一丁目4番2号
- 7 落札金額
 37,370,414円
- 8 契約の相手方を決定した手続
 規程第10条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
- 9 規程第27条の5第1項において読み替える規程第4条の規定による公告を行った日
 令和3年11月17日

選挙管理委員会

神戸市選告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年3月3日

神戸市選挙管理委員会
 委員長 岩田 嘉晃

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	25,138
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	209,479
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	257,109

4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

東	灘	区	<u>57,977</u>
灘		区	<u>36,162</u>
中	央	区	<u>36,973</u>
兵	庫	区	<u>30,190</u>
北		区	<u>59,979</u>
長	田	区	<u>26,281</u>
須	磨	区	<u>44,738</u>
垂	水	区	<u>60,204</u>
西		区	<u>66,456</u>